

平成六年政令第三百四十八号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第四条第三項、第六条第一項、第十四条第二項及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成六年改正法附則第四条第三項の政令で定める障害年金）

第一条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第四条第三項の政令で定める障害年金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを除く。）とする。

（平成六年改正法附則第六条第一項の政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付）

第二条 平成六年改正法附則第六条第一項の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金及び昭和六年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による障害年金

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金及び昭和六年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による障

害年金

三 旧船員保険法による障害年金

四 平成二十四年一元化法改正前国共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金）である給付をいう。

第五条第一項第四号において同じ。）のうち障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による障害共済年金

六 平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第五号において同じ。）のうち障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）による障害年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第六号において同じ。）のうち障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による障害年金

七 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第五条第一項第七号において同じ。）のうち障

害共済年金及び移行農林年金（同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。第五条第一項第七号において同じ。）のうち障害年金

（第三号被保険者の届出の特例に係る旧国民年金法による老齢年金の支給要件の特例）

第三条 昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する者であつて、六十五歳に達した日において昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料納付済期間（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者を含む。第六条において単に「第一号被保険者」という。）又は国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間を含む。以下の条、第七条及び第八条において「旧保険料納付済期間等」という。）と昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料免除期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間を含む。以下の条、第七条及び第八条において「旧保険料免除期間等」という。）とを合算した期間が二十五年（旧国民年金法第七十六条の表の上欄に掲げる者にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。以下この条及び第七条において同じ。）に満たないものが、同日以後に平成六年改正法附則第十条第三項の規定により国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間に算入された期間を有するに至ったことにより旧保険料納付済期間等と旧保険料免除期間等とを合算した期間が二十五年以上となつたときは、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。

（第三号被保険者の届出の特例に係る保険料・拠出金算定対象額に乗じる率の計算方法の経過措置）

第四条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十二条の二第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「規定による届出」とあるのは「規定による届出及び平成六年改正法附則第十条第一項の規定による届出」と、「算入しないものとされた期間」とあるのは「算入しないものとされた期間（平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入するものとされた期間を除く。）」とする。

（任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失）

第五条 平成六年改正法附則第十一条第一項の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 国民年金法による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金

三 旧船員保険法による老齢年金（通算老齢年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金、通算老年年金及び特例老年年金

四 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金並びに旧国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五 平成二十四年一元化法附則第四十二条第一項の規定による退職共済年金

六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金並びに旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

七 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

八 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金

八 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金

十九 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であつて、退職を支給事由とするもの
二十 厚生年金保険法附則第二十八條に規定する共済組合が支給する年金たる給付であつて、退職を

十一 支給事由とするもの
執行官法の一部を改正する法律
(平成十九年法律第十八号) による改正前の執行官法
(昭

和四十一年法律第二百十一号)附則第十三条の規定による年金たる給付であつて退職を支給事由

とするもの

十二回令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によって国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付であつて退職を支給事由

とするもの

十三 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号。以下この号において「廃止法」といふ。）附則第七条第一項の書類限識年金及び廃止法附則第二条第一項の規定によりな

法」といふ、附則第七条第一項の普通職員金及び厚生附則第二条第一項の規定によれば、その効力を有することとされる廃止法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法）

律第七十号) 第九条第一項の普通退職年金

十四 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する司法附則第一条の日退職年金及び司法附

則第十二条第一項の特例退職年金

厚生労働大臣は、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の届出を受けることにより、前項各号（第一号、第三号又は第七号に余る。）に掲げ

喪失は関し必要があると認めるとときは前項各号（第一号、第三号及び第七号を除く）に掲げる給付（同項第二号に掲げる給付にあつては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定す

る第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。)の支給状況につき国民年金法第五条第九

項に規定する実施機関たる共済組合等（以下この項において「実施機関たる共済組合等」といふ。）及ゞ当該給付に係る制度の管掌機関ごとく、前項第二号に掲げる給付（厚生年金保険法第

二、及て該組合に係る制度の管轄期間に對し前項第一号に掲げる組合の厚生年金保険法第

生年金被保険者期間及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限

る」に係る制度の加入状況につき実施機関たる共済組合等に対し
必要な資料の提供を求める

(任意加入被保険者の特例に係る国民年金法による老齢年金の支給要件の特例)

第六条 六十五歳に達した日において、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料内付資期間（也の法令の規定による保険料内付資期間とみなさし二つを合併して）

険料納付済期間（他の法令の規定により国民年金法による保険料納付済期間とみなされたものを含む。以下この条において同じ。）、保険料免除期間（他の法令の規定により同法による保険料免

除期間とみなされたものを含む。以下この条において同じ。) 及び旧陸軍共済組合令(昭和十五

年勅令第九百四十七号)に基く旧陸軍共済組合その他国民年金法施行令第十三条に規定する共済組合の組合員であつて司命第十四条に規定するもの(以下二の条及び第八条における

（会員の組合員）が期間（年）を第一回目に規定する（この多めで算入する）と、
いて「旧共済組合員期間」という。）を合算した期間が十年に満たない者が、同日以後に平成六

年改正法附則第十一條第十項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた期間を有するに至つて、第一号被保険者は、被保険者期間（三〇年）内に十ヶ月以上（三十日未満を除く）、

至つたことにより第号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間保険料免除期間及び旧共済組合員期間を合算した期間が十年以上となつたときは、国民年金法附則

第九条の三第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者（同法附則第

九条第一項及び昭和六十年改正法附則第十二条第一項に規定する者を除く。)に国民年金法附則第十二条第一項の規定による老齢年金を支給する。ニジマ、当該保険料内付賃期間に当該保険料内付賃期間に

第九条の三第一項の規定による老齢年金を支給するただし当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間が一年以上であり、かつ、同法第二十六条ただし書に該当する場合

に限る。

(任意加入被保険者の特例に係る旧国民年金法による老齢年金の支給要件等の特例)

いて旧保険料納付済期間等と旧保険料免除期間等とを合算した期間が二十五年に満たないもののが、同日以後に平成六年改正法附則第十一条第九項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた期間を有するに至つたことにより旧保険料納付済期間等と旧保険料免除期間等とを合算し

た期間が二十五年以上となつたときは、昭和六十一年改正法附則第三十一条第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当す
るものとみなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。

第八条 旧共済組合員期間は、前条の規定の適用については、旧保険料免除期間等とみなす。ただ
し、旧保険料納付済期間等と旧保険料免除期間等とを合算した期間が一年以上であり、かつ、旧
国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金の受給資格期間を満たしていない場合に限る。

第九条 平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による国民年金の被保険者であつた者について
の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第
五十四号）第四十九条の規定の適用については、同条の表旧国民年金法の項中「附則第五条第一
項」とあるのは、「附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条第一項」とする。

第十条 平成六年十月一日から同年十一月八日までの間のいずれかの日において厚生年金保険法に
よる年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、平成六年改正法によ
る改正後のその額（同法第四十四条第二項（平成六年改正法附則第三十一条第三項）の規定により
なおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法
(以下「改正前の厚生年金保険法」という。)附則第九条第四項において準用する場合を含む。以
下この項において同じ。)に規定する加給年金額、厚生年金保険法第五十条の二第二項に規定す
る加給年金額及び同法第六十二条第一項の規定により加算する額並びに昭和六十一年改正法附則第
七十三条第一項の規定により加算する額、昭和六十一年改正法附則第七十四条第一項の規定により
加算する額及び同条第二項の規定により加算する額を除く。)が従前の当該保険給付の額（厚生
年金保険法第四十四条第二項に規定する加給年金額、同法第五十条の二第二項に規定する加給年
金額及び同法第六十二条第一項の規定により加算する額並びに昭和六十一年改正法附則第七十三条
第一項の規定により加算する額、昭和六十一年改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する
額及び同条第二項の規定により加算する額を除く。)に満たないとき
は、これを従前の当該保険給付の額に相当する額とする。

2

平成六年十一月八日において平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚
生年金を受ける権利を有する者であつて、同月九日以後に厚生年金保険法第四十二条の規定によ
る老齢厚生年金を受ける権利を有することとなるものの当該老齢厚生年金については、その額
(同法第四十四条第二項に規定する加給年金額を除く。)が、従前の平成六年改正法附則第三十
一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金の額（平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法附則第九条第四項において準用
する厚生年金保険法第四十四条第二項に規定する加給年金額を除く。)から当該受給権者に係る
平成六年改正法第十条の規定による改正後の昭和六十一年改正法附則第五十九条第二項第二号に掲
げる額を控除して得た額に満たないときは、これを当該控除して得た額に相当する額とする。

(平成六年改正法附則第十四条第二項の政令で定める障害年金)

第十一条 平成六年改正法附則第十四条第二項の政令で定める障害年金は、第一条に規定する障害
年金とする。

(平成六年改正法附則第二十二条の政令で定める老齢厚生年金)

第十二条 平成六年改正法附則第二十二条の政令で定める老齢厚生年金は、厚生年金保険法附則第
三第三項の規定により同法附則第十一条の二、第十一条の三第一項及び第二項並びに第十一条の
四の規定の適用について同法附則第十一条の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金と
みなされたものとする。

附則第十高年齢雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第四十二条 第一条の六用継続基準第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条 第二項本給付金の規定による改正前の船員保険法(以下この条において「平成二十一年改正前 第六項第船員保険法」という。)の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職 第一号	附則第十みなし賃平成二十一年改正前船員保険法第三十四条第一項、第三項及び第四項の規定に 第一条の六金日額による看做給付基礎日額又は同法の規定による失業保険金の日額の算定の基礎と 第六項第船員保険法」という。)の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職 第一号	附則第十みなし賃平成二十一年改正前船員保険法第三十四条第一項、第三項及び第四項の規定に 第一条の六金日額による看做給付基礎日額又は同法の規定による失業保険金の日額の算定の基礎と 第六項第船員保険法」という。)の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職 第一号
第十四条の六厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第八条の二の二第一項の規定 は、平成六年改正法附則第二十六条第十三項において厚生年金保険法附則第十一条の六第七項の 規定を準用する場合について準用する。	(平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める率)	(平成六年改正法附則第二十七条第三項(同条第五項において読み替えて準用する国民年 金法附則第九条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める 率は、平成六年改正法附則第二十七条第一項の請求を行う者が、当該請求をした日(以下この条 から第十六条の二までにおいて「請求日」という。)の属する月から平成六年改正法附則第十九 条第一項、第二十条第一項又は第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢(以下この条及び第 十六条の二において「特例支給開始年齢」という。)に達する日の属する月の前月までの月数 請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率とする。 (平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める額)
第十五条平成六年改正法附則第二十七条第三項(同条第五項において読み替えて準用する国民年 金法附則第九条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める 率は、平成六年改正法附則第二十七条第一項の請求を行う者が、当該請求をした日(以下この条 から第十六条の二までにおいて「請求日」という。)の属する月から平成六年改正法附則第十九 条第一項、第二十条第一項又は第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢(以下この条及び第 十六条の二において「特例支給開始年齢」という。)に達する日の属する月の前月までの月数 請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率とする。 (平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める額)	(平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める額は、国民年金法第二十七条に定 める額に前条の規定により算定した率を乗じて得た額に減額率(千分の五に請求日の属する月か ら六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率をいう。)を乗じて得た額と する。	(平成六年改正法附則第二十七条第六項の政令で定める額)
第十六条平成六年改正法附則第二十七条第六項の政令で定める額は、同項に規定する厚生年 金保険の被保険者期間を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号の規定によつて 計算した額に、請求日の属する月から特例支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数 を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率(請 求日の属する月と特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)を乗じて得た 額とする。 (平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間の老齢厚生年金の支給停止に関する経過 措置)	第十六条平成六年改正法附則第二十七条第六項の政令で定める額は、同項に規定する厚生年 金保険の被保険者期間を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号の規定によつて 計算した額に、請求日の属する月から特例支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数 を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率(請 求日の属する月と特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)を乗じて得た 額とする。 (平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間の老齢厚生年金の支給停止に関する経過 措置)	第十六条平成六年改正法附則第二十七条第六項の政令で定める額は、同項に規定する厚生年 金保険の被保険者期間を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号の規定によつて 計算した額に、請求日の属する月から特例支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数 を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率(請 求日の属する月と特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)を乗じて得た 額とする。

第十六条の三当分の間、平成六年改正法附則第二十七条第六項の規定が適用される間における次の表の 上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 厚生年金保険法国民年金法による老齢基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法 附則第十一条による老齢基礎年金(国民年金法による老齢基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法 附則第十一条による老齢基礎年金を除く。次項及び附則第十一条の六第四項において同 第四項	年金 年金 年金 年金 じ。)	平成六年改正法附則第二十七条第六項の規定が適用される間における次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 厚生年金保険法国民年金法による老齢基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法 附則第十一条による老齢基礎年金(国民年金法による老齢基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法 附則第十一条による老齢基礎年金を除く。次項及び附則第十一条の六第四項において同 第四項	平成六年改正法附則第二十七条第六項の規定が適用される間における次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 厚生年金保険法国民年金法による老齢基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法 附則第十一条による老齢基礎年金(国民年金法による老齢基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法 附則第十一条による老齢基礎年金を除く。次項及び附則第十一条の六第四項において同 第四項
第十六条の四平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間における次の表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間における次の表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとする)	年金 じ。)	年金 じ。)	年金 じ。)
第十七条平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定による存続厚生年金基金が支給する年金給付の支 給の停止に関する規定の技術的読み替え	(平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定による存続厚生年金基金が支給する年金給付の支 給の停止に関する規定の技術的読み替え	(平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定による存続厚生年金基金が支給する年金給付の支 給の停止に関する規定の技術的読み替え	(平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定による存続厚生年金基金が支給する年金給付の支 給の停止に関する規定の技術的読み替え
第十七条平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定による存続厚生年金基金が支給する年金給付の支 給の停止に関する規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第十七条平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定による存続厚生年金基金が支給する年金給付の支 給の停止に関する規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第十七条平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定による存続厚生年金基金が支給する年金給付の支 給の停止に関する規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第十七条平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定による存続厚生年金基金が支給する年金給付の支 給の停止に関する規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(改正前の特例老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え

<p>第三条の二</p> <p>第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。</p> <p>第二十四条 平成六年十月一日から同年十一月八日までの間のいづれかの日ににおいて旧船員保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、平成六年改正法による改正後のその額（加給金の額を除く。）が従前の当該保険給付の額（加給金の額を除く。以下この条において同じ。）に満たないときは、これを従前の当該保険給付の額に相当する額とする。</p> <p>附 则</p> <p>（平成七年三月一二三日政令第七二号）抄</p> <p>（施行期日等）</p> <p>附 则</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>第三条、第五条及び第六条の規定は、平成六年十月一日から適用する。</p>	<p>（免除保険料率の決定に関する経過措置）</p> <p>第二十二条 平成六年改正法附則第三十五条第六項の規定により読み替えて適用される公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一項の規定による改正前の厚生年金保険法（次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第八十一条の三第一項の政令で定める範囲（次項において「免除保険料率の範囲」という。）は、千分の二十四から千分の五十までとする。</p> <p>第二十三条 前項の規定にかかわらず、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法附則第三十一条の規定により読み替えて適用される同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定により代行保険料率が算定される場合における免除保険料率の範囲は、零から千分の五十までとする。</p> <p>（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額に関する経過措置）</p> <p>第二十三条 平成六年十月一日から同年十一月八日までの間のいづれかの日ににおいて旧厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、平成六年改正法による改正後のその額（加給年金額及び旧厚生年金保険法第六十二条の二の規定により算定する額を除く。）が従前の当該保険給付の額（加給年金額及び旧厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額を除く。以下この条において同じ。）に満たないときは、これを従前の当該保険給付の額に相当する額とする。</p> <p>（旧船員保険法による年金たる保険給付の額に関する経過措置）</p> <p>第二十四条 平成六年十月一日から同年十一月八日までの間のいづれかの日ににおいて旧船員保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、平成六年改正法による改正後のその額（加給金の額を除く。）が従前の当該保険給付の額（加給金の額を除く。以下「改正前の厚生年金保険法」という。）附則第九条第四項に改める改正規定及び「」に規定する加給年金額、同法を「」に規定する加給年金額、厚生年金保険法に改める改正規定並びに同令第三条第二項中「厚生年金保険法附則第八条の規定による」を「平成六年改正法附則第三</p>	<p>（附則第九条第四項において準用する）</p> <p>第一条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第三十二条第三項の規定によるなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第二十八条の三第二項においてその例によるものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第九条第四項において準用する平成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第十一條</p>
---	--	--

第十一条第一項に規定する改正前の「に改める改正規定」、「同法第四十二条」を「厚生年金保険法第四十二条」に改める改正規定、「同法附則第八条の規定による」を「平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の」に改める改正規定、「同法附則第九条第四項」を「平成六年改正法附則第三十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法附則第九条第四項」に改める改正規定及び「準用する同法第四十四条第二項」を「準用する厚生年金保険法第四十四条第二項」に改める改正規定を除く。)による改正後の同令第十条、第二十二条及び第二十三条の規定は、平成六年十月一日から適用する。

(制度間調整事業による調整交付金の額及び調整拠出金の額に関する経過措置)

第二条 平成六年度以前の年度の被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第八十七号)第三条に規定する制度間調整事業による調整交付金の額及び調整拠出金の額については、なお従前の例による。

(施行期日) 附 則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 拷

抄
附則（平成九年二月一〇日政令第三五五号）
この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。
（施行期日）

附 則（平成九年一二月一七日政令第三六一号）
この政令は、平成十年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二一年一二月八日政令第三九三号) 抄

第十条(措置)この政令の施行の際現に第七十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法

律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項の規定により都道府県知事に対してされる申出は、第七十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

措置に関する政令第七条第一項の規定により地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に対しこれを提出とみなします。

附 則
(平成二年三月三一日政令第一七九号)抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第四条中厚生年金基金令第十七

平改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十三条及び第二十一条第一項第一号から第三行する。

第二条 平成六年改正前の大蔵厚生年金の額の計算方式の変更に伴う(経過措置)。以下この条において「平成六年改正前の老齢厚生年金の額の計算方式の変更に伴う(経過措置)」と定めることとする。

規定による改正前の厚生年金保険法附則第九条第一項第二号並びに昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及び平成十二年改正法附則第二十一項第一項第二号並びに昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及

九条第一項及び附則別表第七の規定にかかわらず、第二号に掲げる額とする。

一 平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた新平成六年経過措置政令第十九条の規定による読み替え後の平成六年改正法第三条の規定による改正前

の厚生年金保険法附則第九条第一項第二号並びに昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及び附則別表第七の規定の例により計算した額

二 平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第六条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十九条の規定による読み替え後の平成六年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保

令第十九条第一項第二号並びに昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及び附則別表第七の規定の例により計算した額に、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)以下「平成十二年改正法」という。)附則第二十一項及び第二項の従前額改定率(以

下「従前額改定率」という)を乗じて得た額

三 平成十二年改正法附則第二十一項第五五から第八項まで及び平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令(平成十二年政令第百八十号)以下「平成十二年経過措置政令」という。)第十四条の規定は、前項第二号に掲げる額を計算する場合について準用する。

附 則 (平成二年六月九日政令第三三五号)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
(支給の繰下げの際に加算する額及び支給の繰上げの際に減ずる額に関する経過措置)

第二条 昭和十六年四月一日以前に生まれた者に対し支給する老齢基礎年金、付加年金及び国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金の額に係る同法第二十八条第四項(同法第四十六条第二項及び同法附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定により加算する額及び同法附則第九条の二第四項(同法第六項及び同法附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定により減ずる額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年二月八日政令第五〇二号)

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月一三日政令第四三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

第五条 第六条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十五条、第十六条の二の規定は、施行日以後の月分として支給される国民年金法による年金である給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月三日政令第一四六号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)以下「平成六年改正法」という。)附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金(平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間を有するものに支給する老齢厚生年金に限る。)の額を計算する場合において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(以下「新平成六年経過措置政令」という。)第十九条の二に定める額は、同条の規定にかかわらず、第二号に掲げる額とする。

一 新平成六年経過措置政令第十九条の二の規定により計算した額

二 次に掲げる額を合算して得た額に、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)以下「平成十二年改正法」という。)附則第二十一項第一項及び第二項の従前額改定率を乗じて得た額

イ 平成十五年四月一日前の厚生年金保険の被保険者であった期間の平均標準報酬額(平成十二年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。)の千分の七・五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

ロ 平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均標準報酬額(厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額をいう。)の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間を乗じて得た額

三 前項第二号イに掲げる額を計算する場合においては、平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則別表第七の上欄に掲げる者については、同号イ中「千分の七・五」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

4 第一項第二号ロに掲げる額を計算する場合においては、次の表の上欄に掲げる者については、同号ロ中「千分の五・七六九」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和二年四月一日以前に生まれた者	千分の七・六九二
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・五八五
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・四七七
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・三六九
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・二六二
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・一六二
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・〇五四
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・九五四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・八五四
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・七六二
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・六六二

昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・五六九
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・四六九
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・三七七
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・二九二
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・二〇〇
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・一〇八
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・〇二三
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・九三八
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・八五四

附 則（平成一六年九月一七日政令第二八一号）抄

第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

附 則（平成一六年九月二九日政令第二九七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一五日政令第三九四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二九日政令第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月二一日政令第二九六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二四日政令第二九六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日政令第一一九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月二四日政令第二九六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二八日政令第三二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 第五十二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一月三〇日政令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月二十四日政令第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年改正法」という。の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第四条 第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十四条の規定は、改正後厚生年金保険法第三十五条第一項の規定により計算された厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲げる額について適用し、改正前厚生年金保険法第三十五条第一項の規定により計算された厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲げる額については、なお従前の例による。

一 平成二十四年元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。次号において「改正後平成六年改正法」という。）附則第二十一条第三項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号に規定する額又は同項第一号に規定する額

附 則（平成二九年七月二八日政令第二二四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。